

東日本大震災で被災された方の介護保険利用料の減免について(令和6年度)

東日本大震災の被災地から転入し、本市の介護保険被保険者となられた方を対象とした減免制度があります。

1 減免対象、対象期間、減免割合※

対象者		対象期間	減免割合
(1)	帰還困難区域に住所を有していた方	令和7年 2月28日まで	
(2)	平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等(特定避難勧奨地点を含む。)に住所を有していた方	令和7年 2月28日まで *ただし、上位所得層は除く。	10/10
	平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等(田村市の一部、川内村の一部及び南相馬市の特定避難勧奨地点)に住所を有していた方		
	平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域(檜葉町の一部)に住所を有していた方		
	平成28年度及び平成29年度に指定が解除された旧居住制限区域等(葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部)に住所を有していた方		
	令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等(双葉町の一部、大熊町の一部及び富岡町の一部)に住所を有していた方		
	令和4年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域(葛尾町の一部、大熊町の一部、双葉町の一部及び浪江町の一部)に住所を有していた方		
(3)	*上位所得層以外 令和5年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域(飯館村の一部及び富岡町の一部)	令和7年 2月28日まで	10/10
	*上位所得層 令和5年4月2日以降の令和5年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域(飯館村の一部及び富岡町の一部)	令和7年 2月28日まで	10/10 (令和6年3月から9月分まで) 8/10 (令和6年10月以降分)
(4)	(1)、(2)及び(3)以外の被災した被保険者	令和7年 2月28日まで	8/10

※対象者が介護サービスを利用した際の利用者負担額について減免します。(食費・居住費等は対象外)

2 申請に必要なもの

罹災証明書、被災証明書等(写し可)

介護保険利用者負担額減額・免除申請書(申請者1人につき1枚必要です。)

* 下記問い合わせ先までご連絡ください。申請書等を送付いたします。

3 申請窓口

介護保険課(郵送可)

【お問い合わせ先】 介護保険課 総務・給付班
相模原市中央区富士見6丁目1番20号 あじさい会館4階
TEL042-707-7058 FAX042-769-8323